

吹田市環境まちづくり影響評価条例施行規則の一部改正の骨子案

1 趣旨

大規模な開発事業等を実施する事業者が、自己の責任及び負担において実施する環境影響評価、事後調査その他の手続について定めたものが、吹田市環境まちづくり影響評価条例及び同施行規則です。

この度、現在の運用状況及び社会環境の変化等を踏まえ、以下の内容の改正を行います。

2 主な改正内容

- (1) 各種提出書類の提出部数は現在30部ですが、当該書類の内容を積極的に周知するため様々な場面で活用しており、現在の提出部数の定めではその運用を維持することが困難となっていることから、提出部数を原則として110部とします。

- (2) 意見交換会の周知の方法について、事業の規模、影響範囲等により適切な方法が異なっていることや、市民が情報を取得する手段が多様化していることから、周知方法については事業ごとに市長が指定するものとします。

3 施行予定年月日

令和4年（2022年）4月1日